

## II 低 所 得 者 福 祉

## II 低所得者福祉

### 1 生活保護

日本国憲法第 25 条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法が制定されたものである。この制度の基本原理は、1. 無差別平等の原理、2. 最低生活保障の原理、3. 補足性の原理から成り立っている。生活保護行政は、単に生活に困窮している国民に対して最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的に、それらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。

本市における生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員数、保護率とも平成 8 年度までは、おおむね減少の傾向で推移してきたが、その後は増加傾向に転じ、特に平成 20 年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成 24 年 1 月には 780 世帯、1,064 人、保護率 1.19% と最高値を記録したところである。その後は減少傾向で推移し、令和元年度は 666 世帯、794 人、保護率 0.96% となっている。

被保護世帯の世帯別類型については、従前より高齢者世帯の割合が最も高い割合を占めていたが、高齢化の一層の進展に伴い令和元年度は 56.1% と半数を超える状況となっている。

また、稼働年齢層である「その他の世帯」の割合は、平成 21 年度 (9.9%) から平成 24 年度 (21.9%) にかけて顕著な増加傾向が見られたが、それ以降は雇用環境の改善等を受け減少傾向で推移している。

生活保護の運用においては、経済的援助のほか、在宅支援や介護サービス等を活用しての処遇の充実を図るなど日常的にきめ細かく、適切な助言指導を行うことにより、経済的・精神的自立の助長を図る必要があるため、平成 21 年 4 月から就労支援相談員を 1 名配置している。さらに、平成 28 年 4 月からは「被保護者就労準備支援事業」も実施し被保護者への就労支援や指導を実施している。

また、平成 24 年 4 月から面接相談員を 1 名配置し、複雑化・高度化する相談業務に対応している。

#### (1) 生活保護世帯等の推移 (年度平均)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
被保護世帯数		702	661	645	650	666
被保護人員		906	831	793	783	794
保護率%	米沢市	1.06	0.98	0.94	0.94	0.96
	山形県	0.68	0.69	0.70	0.72	0.73
	全国	1.71	1.69	1.67	1.66	1.64

※年度平均…被保護世帯数・人員は常に変動するため、毎月末時点の値を合計し 12か月で除したもの（県調査「生活保護の実施状況」による）。

(2) 保護の開始理由別世帯数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
傷病	2 0	1 5	1 9	2 9	2 0
要介護状態	0	0	0	0	1
働いていた者の死亡	0	0	0	0	0
働いていた者の離別	1	1	0	2	4
失業・解雇等	5	5	3	6	6
老齢による収入の減少	8	2	3	6	4
事業不振・倒産	1	1	1	0	0
その他の働きによる収入減少	3	2	3	1	1
社会保障給付金の減少・喪失	1	1	3	0	4
貯金等の減少・喪失	2 7	1 2	2 3	2 8	3 2
仕送りの減少・喪失	1	4	2	7	3
ケース移管	0	4	4	4	3
その他	1 4	1 1	1 7	7	8
計	8 1	5 8	7 8	9 0	8 6

(3) 保護の廃止理由別世帯数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	4 2	3 9	2 7	4 1	3 6
失踪	1	0	0	0	0
働きによる収入の増加・取得	2 2	9	1 2	8	5
働き手の転入	0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加	1 0	4	5	8	5
仕送り等の増加	1	0	0	1	0
親類縁者等の引取り	4	5	2	3	4
施設入所	9	4	2	3	8
医療費の他法負担	2	0	1	0	2
ケース移管	3	9	5	4	3
その他	1 0	2 6	1 3	1 9	1 4
計	1 0 4	9 6	6 7	8 7	7 7

(4) 生活保護世帯類型別の推移 (年度平均、停止世帯を除く)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
高齢者世帯	世帯数 割 合	3 2 0 45.7%	3 3 3 50.5%	3 4 3 53.2%	3 5 2 54.1%	3 7 4 56.1%
母子世帯	世帯数 割 合	3 7 5.3%	3 4 5.1%	2 7 4.2%	2 5 3.8%	2 0 3.0%
障がい者世帯	世帯数 割 合	7 3 10.4%	6 7 10.2%	7 1 11.0%	7 8 12.0%	8 0 12.0%
傷病者世帯	世帯数 割 合	1 3 7 19.6%	1 1 9 18.1%	1 1 5 17.9%	1 2 5 19.2%	1 2 3 18.5%
その他の世帯	世帯数 割 合	1 3 3 19.0%	1 0 6 16.1%	8 8 13.7%	7 1 10.9%	6 9 10.4%

(5) 生活保護費の扶助別支給状況

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
生活扶助	人員(人) 金額(円)	9,480 390,110,528	8,655 360,180,276	8,306 345,194,397	8,237 337,917,565	8,243 337,070,487
住宅扶助	人員(人) 金額(円)	8,735 162,635,100	8,018 158,456,480	7,794 159,996,722	7,765 162,449,132	7,870 169,214,102
教育扶助	人員(人) 金額(円)	627 7,751,717	530 7,182,117	417 5,135,484	381 4,100,166	353 3,928,613
介護扶助	人員(人) 金額(円)	2,073 36,128,285	1,977 33,318,382	2,006 29,931,264	2,201 35,233,389	2,484 43,259,429
医療扶助	人員(人) 金額(円)	8,563 650,173,970	8,136 677,242,991	7,783 659,449,443	7,711 682,762,610	7,942 657,881,030
出産扶助	人員(人) 金額(円)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
生業扶助	人員(人) 金額(円)	255 3,295,370	144 2,118,915	176 2,979,278	147 1,993,672	166 3,010,656
葬祭扶助	人員(人) 金額(円)	7 1,649,394	4 543,600	3 482,464	12 1,509,801	4 753,373
保護施設 事務費	人員(人) 金額(円)	287 42,944,624	284 42,071,842	267 42,145,936	262 41,254,671	246 42,208,819
就労自立 給付金	人員(人) 金額(円)	- 44,195	1 341,679	4 181,533	3 159,758	6
進学準備 給付金	人員(人) 金額(円)	- -	- -	- 400,000	2 400,000	2 400,000
合計	人員(人) 金額(円)	30,027 1,294,688,988	27,749 1,281,158,798	26,756 1,245,656,667	26,721 1,267,802,539	27,316 1,257,886,267

(6) 被保護者の救護施設入所状況 (年度平均)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
救護施設泉荘 (長井市)		1 4	1 4	1 4	1 1	1 0
救護施設紅花ホーム (天童市)		5	4	4	6	6
救護施設みやま荘 (河北町)		5	5	5	5	5

## 2 生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢社会の到来の影響を受け、全国の生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。

本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

### (1) 必須事業

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

### (2) 任意事業

就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。(生活保護受給者世帯も対象)

### (3) 事業実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
相談者数	250	225	219	195	186
新規支援プラン決定者	20	12	14	15	9
住居確保給付金受給者	12	8	8	9	9
就労準備支援利用者	8	6	6	7	6
家計改善支援利用者	—	—	—	—	6
子どもの学習・生活支援利用者	5	7	6	7	9

※「家計改善支援事業」は令和元年度から実施